

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

看護小規模多機能型居宅介護

事業所の名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定看護小規模多機能型居宅介護の運営基準等を基に作成しています。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | |
|-------------------|--|
| ・「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| ・「施行令」 | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| ・「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| ・「条例」 | さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成24年さいたま市条例第73号） |
| ・「平 18-0331004 号」 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号） |

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

- ※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。
- ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。
- イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。
- ※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者 基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	設備に関する基準	10
第4	運営に関する基準	13
第5	変更の届出等	34
第6	その他	35

項 目	確 認 事 項	根拠法令
第1 基本方針	① 利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: center;">いる ・ いない</div>	条例第3条第1項
	② 事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 <div style="text-align: center;">いる ・ いない</div>	条例第3条第2項
	③ 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業は、指定居宅サービス条例第55条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行っていますか。 <div style="text-align: center;">いる ・ いない</div> <p>※ 既存の指定訪問看護事業所、指定通所介護事業所、指定療養通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所となる場合に、これまで指定訪問看護事業所、指定通所介護事業所、指定療養通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用し続けることができるようにするためには、他市町村からも複合型サービス事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来からの利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第78条の2第4項第4号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うこと又は同条第9項に係る同意をあらかじめ行うことが求められます。なお、他市町村が指定を行う際には、既に事業所所在の市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員会を開催することなく指定することができる」といったことを決めておくことにより、円滑に事業所指定が行われるよう工夫をすることは可能です。</p>	条例第191条 平18-0331004号 第3の八の1(2)
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数等 (1)看護小規模多機能型居宅介護従業者	① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で、「通いサービス」の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 <div style="text-align: center;">いる ・ いない</div>	条例第192条第1項

	<p>② 「訪問サービス」の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を2以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第192条第1項
	<p>③ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の看護小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務に従事させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第192条第1項
	<p>④ 宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第192条第1項
	<p>⑤ 条例第192条第1項の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は、推定値とします。</p>	条例第192条第2項
○ サテライト型の実施要件	<p>① サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ この場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意してください。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。</p>	平18-0331004号 第3の八の2(1)①イ
	<p>② サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしており適切な看護サービスを提供できる当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要がありますが、次のいずれかに該当していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること</p> <p>イ 当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること</p>	平18-0331004号 第3の八の2(1)①ロ
	<p>③ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営され、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること</p> <p>イ 1の本体事業所に係るサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の数は2箇所までとし、またサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所1箇所及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所1箇所を合わせ2箇所までとする</p>	平18-0331004号 第3の八の2(1)①ハ

	<p>ものであること</p> <p>※ 本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とする 것도 差し支えないものであります。</p> <p>※ 市町村長は、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に当たっては、他の地域密着型サービスの指定の場合と同様、あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講じてください。</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)① ニ</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)① ホ</p>
<p>(1)看護小規模多機能型居宅介護従業者</p>	<p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。</p> <p>なお、これ以外の看護小規模多機能型居宅介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとします。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な看護小規模多機能型居宅介護従業者及び宿直勤務又夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な看護小規模多機能型居宅介護従業者を確保するものとします。</p> <p>例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務時間帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の看護小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の看護小規模多機能型居宅介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。それに加え、日中については、常勤換算方法で、2名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な指定看護小規模多機能型居宅介護従業者を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要となります。</p> <p>具体的には、通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間×2人＝延べ16時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定看護小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。</p> <p>なお、基準第171条第1項は看護小規模多機能型居宅介護従業者の必要数の算出基準を示したものであるため、日中であれ</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)② イ</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)② ロ</p>

<p>ば通いサービスを行うために3:1以上、訪問サービスを行うために2以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している看護小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものです。</p> <p>※ 日々の通いサービスの実際の職員は位置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスを含め、利用者に何らかの形で関わるができるような職員配置に努めるものとします。</p> <p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、訪問サービスを行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で2以上ではなく、2名以上配置することで足りることとしています。なお、本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくはサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できます。</p> <p>※ 訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行えます。</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の2(1)② ハ</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(1)② ニ</p>
<p>⑤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所従業者のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第192条第3項</p>
<p>⑥ 看護小規模多機能型居宅介護事業所従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で1.0以上の者は看護職員であるものとし、本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとします。</p>	<p>条例第192条第4項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(1)② ホ</p>
<p>⑦ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上の者は、看護職員を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 看護職員である看護小規模多機能型居宅介護従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要であり、常勤を要件としていませんが、日中のサービス提供</p>	<p>条例第192条第5項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(1)② ヘ</p>

時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置をしてください。

⑧ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備していますか。

いる ・ いない

※ 整備している場合は、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができます。

※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。この場合、必ずしもいずれか1名以上が看護職員である必要はありませんが、電話等による連絡体制は確保してください。

また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿泊及び夜勤を行う従業者を置かないことができます。

なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内に宿直する必要はありません。

※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の宿直職員が、当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできます。

※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇に支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供することができることとされていますが、本体事業所においてサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を宿泊させる際は、当該本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者による訪問サービスの提供により、当該本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めてください。なお、本体事業所の登録者がサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを受けることは認められていないことに留意してください。

条例第192条第6項

平18-0331004号
第3の八の2 (1)②
ト

平18-0331004号
第3の八の2 (1)②
チ

※ 指定複合型サービス事業者が、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業と指定訪問看護事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号の指定訪問看護における看護職員の人員基準を満たすことによって、基準第171条第4項の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができるとされますが、その意義は次のとおりです。指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護の両方において、看護職員を常勤換算方法で2.5以上とすることが要件とされていますが、両事業を一体的に行っている場合については、一方の事業で常勤換算方法2.5以上を満たしていることにより、他の事業でも当該基準を満たすこととするという趣旨です。なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員については、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が指定訪問看護事業所としての指定を受けている場合であって、次の要件を満たす場合に限り、指定訪問看護事業所として一体的な届出として認められるものとします。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること

しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行うものであり、例えば、指定看護小規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ従事することは適切ではありません。

なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営されておらず、完全に体制を分離して行う場合にあっては、独立して基準を満たす必要があるので留意してください。また、本体事業所が指定訪問看護事業所と一体的に運営されていない場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所から指定訪問看護を行うことはできないものですが、本体事業所が指定訪問看護事業所を一体的に運営している場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を指定訪問看護事業所の出張所としての指定を受けることは差し支えありません。

○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合に、看護小規模多機能型居宅介護従業者が当該施設等の職務に従事する場合は、それぞれの人員に関する基準を満たしていますか。

いる ・ いない

	<p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 指定療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） オ 介護医療院</p> <p>※ 条例第192条第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができます。</p> <p>※ 条例第192条第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないとすることができます。</p> <p>※ 条例第192条第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とすることができます。</p>	<p>条例第192条第8項</p> <p>条例第192条第9項</p> <p>条例第192条第10項</p>
(2)介護支援専門員等	<p>① 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する上記に掲げる施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。また、非常勤でも差し支えありません。</p>	<p>条例第192条第11項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)③ ロ</p>

	<p>※ 介護支援専門員は、基本的には、次の業務に従事します。</p> <p>ア 登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成</p> <p>イ 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行</p> <p>ウ 小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)③ ハ</p>
	<p>② 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める研修とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老計発第0316第2号・老振発第0316第2号・老老発第0316第6号）2(1)④の「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指すものです。</p> <p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされていますが、研修修了者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならない。</p> <p>※ 介護支援専門員は、指定地域密着型サービス省令第171条第12項に規定する研修を修了している者でなければなりません。</p> <p>※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（条例第200条において「研修修了者」という。）を置くことができます。</p>	<p>条例第192条第9項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)③ イ</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (1)③ ホ</p> <p>条例第192条第12項</p> <p>条例第192条第13項</p>
<p>2 管理者</p>	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する条例第192条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。</p>	<p>条例第193条第1項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (2)①</p>

<p>ア 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 事業所に併設する基準第 171 条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事する場合</p> <p>ウ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は従事者としての職務に従事する場合</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。</p>	<p>条例第193条第2項</p>
<p>② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める研修とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日老計発第 0316 第 2 号・老振発第 0316 第 2 号・老老発第 0316 第 6 号） 1 (1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものです。</p> <p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされていますが、当該事業所の管理者が保健師又は看護師でないときは、当該管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了する必要があります。</p> <p>※ 保健師及び看護師については、管理者としてふさわしいと認められるものであつて、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 14 条第 3 項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しない者に該当しないものである必要があります。</p> <p>※ 保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p>	<p>条例第193条第2項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (2)②</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (2)③</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (2)④</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2 (2)⑤</p>

<p>3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者</p>	<p>○ 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める研修とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老計発第0316第2号・老振発第0316第2号・老老発第0316第6号）3(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものです。</p> <p>※ 代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、保健師若しくは看護師ではない当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。</p> <p>※ 保健師及び看護師については、代表者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである必要があります。</p> <p>※ 保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、代表者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p>	<p>条例第194条</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(3)②</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(3)②</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(3)④</p> <p>平18-0331004号 第3の八の2(3)⑤</p>
<p>第3 設備に関する基準 1 登録定員及び利用定員</p>	<p>① 登録定員を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第195条第1項</p>

	<p>② 次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>一 通いサービス 登録定員の1/2から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで</p> <p style="text-align: center;">登録定員が25人を超える場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の1/3から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1箇所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められません。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>条例第195条第2項</p> <p style="text-align: right;">平18-0331004号 第3の八の3(1)①</p>
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
<p>2 設備及び備品等</p> <p>(居間及び食堂)</p>	<p>① 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第196条第1項</p>								
<p>(宿泊室)</p>	<p>② 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。また、その広さについても原則として利用者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとします。</p>	<p>条例第196条第2項 第1号</p> <p style="text-align: right;">平18-0331004号 第3の八の3(2)②イ</p>								
	<p>③ 一の宿泊室の定員は、1人となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p>	<p>条例第196条第2項 第2号ア</p>								

<p>※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。</p> <p>プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要ですが、壁やふすまのような建具まで要するというではありません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が有床診療所である場合については、衛生管理等に必要な措置を講じ、有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えありません。ただし、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のものでして確保してください。</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の3(2)③</p>
<p>④ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができます。</p>	<p>条例第196条第2項 第2号イ</p>
<p>⑤ ③④を満たす宿泊室（以下この項目において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計を面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されているものですか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、⑤の個室以外の宿泊室の面積に含むことができます。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができます。</p>	<p>条例第196条第2項 第2号ウ</p> <p>条例第196条第2項 第2号エ</p> <p>条例第196条第2項 第2号オ</p>
<p>⑥ ①に規定する設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものになっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例第196条第3項</p>

	<p>※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定看護小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められません。</p> <p>ただし、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員と指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。</p> <p>また、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂や法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められませんが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありません。なお、指定通所介護等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。</p>	平18-0331004号 第3の八の3(2)④
	<p>⑦ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第196条第4項
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 提供開始に当たっての説明及び同意</p>	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。</p> <p>ア 重要事項に関する規程の概要</p> <p>イ 従業者の勤務の体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制等</p> <p>オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況</p> <p>※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p>	<p>条例第203条 (第10条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の一の4(2)①)</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を拒んではいけませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p>	<p>条例第203条(第11条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9)</p>

	<p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	(第3の一の4(3))
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第12条準用）
4 受給資格等の確認	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第13条準用）
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第14条準用）
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
6 心身の状況等の把握	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供に当たっては、介護支援専門員による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第88条準用）
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第89条第1項準用）

	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第89条第2項準用）</p>
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第89条第3項準用）</p>
8 身分を証する書類の携行	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第90条準用）</p>
9 サービスの提供の記録	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票）に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <p>ア サービスの提供日 イ サービスの内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p>	<p>条例第203条（第21条第1項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の一の4(12))</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものです。なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例第203条（第21条第2項準用）</p> <p>条例第202条</p>
10 利用料等の受領	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第91条第1項準用）</p>

<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第91条第2項準用）</p>
<p>③ ①、②の支払を受けるほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ 宿泊に要する費用</p> <p>オ おむつ代</p> <p>カ その他の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>※ 保険給付となっているサービスと明確に区別されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>	<p>条例第203条（第91条第3項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の一の4(13))</p>
<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第91条第5項準用）</p>
<p>⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第42条の2第9項</p>
<p>⑥ 法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定看護小規模多機能型居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定看護小規模多機能型居宅介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>施行規則第65条の5 (第65条準用)</p>

11 保険給付の請求のための証明書の交付	○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 いる ・ いない	条例第203条 (第23条準用)
12 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 いる ・ いない	条例第197条第1項
	② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、は自らその提供するサービスの質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない	条例第197条第2項
13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行っていますか。 いる ・ いない ※ 制度上は週1回程度の利用でも、所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受ける必要となります。指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し、報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行う必要があります。	条例第198条第1号 平 18-0331004 号 第3の八の4(1)①
	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。 いる ・ いない	条例第198条第2号
	③ 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるような必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない	条例第198条第3号
	④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項 <u>その他サービスの提供等</u> について、理解しやすいように説明又は必要に応じて指導を行っていますか。 いる ・ いない	条例第198条第4号

<p>※ 「療養上必要な事項その他サービスの提供等」とは、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含まれます。</p>	<p>平 18-0331004 号 第 3 の八の 4(1)②</p>
<p>⑤ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>条例第198条第 5 号</p>
<p>⑥ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 当該記録は、5 年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例第198条第 6 号</p> <p>条例第202条</p>
<p>⑦ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね 1/2 以下が目安となります。登録定員が 25 人の場合は通いサービスの利用者が 8 人以下であれば、著しく少ない状態といえます。</p>	<p>条例第198条第 7 号</p> <p>平18-0331004号 第 3 の八の 4(1)④</p>
<p>⑧ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために<u>適切なサービス</u>を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週 4 日以上行うことが目安となります。指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましいです。</p> <p>なお、指定看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	<p>条例第198条第 8 号</p> <p>平18-0331004号 第 3 の八の 4(1)⑤</p>
<p>⑨ 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第198条第 9 号</p>
<p>⑩ 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、<u>適切な看護技術</u>を持ってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の修得等、研鑽を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p>	<p>条例第198条第10号</p> <p>平18-0331004号 第 3 の八の 4(1)⑥</p>

	<p>⑩ 特殊な看護等については、これを行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	条例第198条第11号
14 主治の医師との関係	<p>⑪ 常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう必要な管理をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護支持の文書（以下、「指示書」という。）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。</p> <p>なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。</p>	<p>条例第199条第1項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(2)①</p>
	<p>⑫ 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第199条第2項
	<p>⑬ 主治の医師に、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合には、⑫主治医の規定にかかわらず、⑫の主治の医師の文書による指示及び⑬の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができます。</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されているもので差し支えありません。</p>	<p>条例第199条第3項</p> <p>条例第199条第4項 平18-0331004号 第3の八の4(2)⑤</p>
15 居宅サービス計画の作成	<p>⑭ 管理者は、介護支援専門員（第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第94条第1項準用）
	<p>⑮ 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。</p>	<p>条例第203条（第94条第2項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9)(第3の四の4(6)②)</p>
	<p>⑯ 居宅サービス計画は、5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第202条

<p>16 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市（委託している場合は国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書」とは、給付管理票を指します。</p>	<p>条例第203条 (第95条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の四の4(7))</p>
<p>17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条 (第96条準用)</p>
<p>18 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成</p>	<p>① 管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に看護小規模多機能型居宅介護サービス報告書の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第200条第1項</p>
	<p>② 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 当該計画の作成は利用者ごとに、介護支援専門員が行うものですが、看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師等と密接な連携を図ってください。なお、看護サービスに係る計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含みます。</p>	<p>条例第200条第2項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(3)②</p>
	<p>③ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の<u>多様な活動</u>の確保に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいう</p>	<p>条例第200条第3項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(3)③</p>
	<p>④ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第200条第4項</p>

	<p>⑤ 利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第200条第4項
	<p>⑥ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第200条第5項
	<p>⑦ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第200条第6項
	<p>⑧ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第200条第7項
	<p>⑨ 看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う際にも、②～⑧に準じて取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第200条第8項
	<p>⑩ 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第200条第9項
	<p>※ 条例第199条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用します。</p>	条例第200条第10項
19 介護等	<p>① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとし、その際、利用者の人格に十分に配慮しなければなりません。</p>	<p>条例第203条（第98条第1項準用）</p> <p>平18-0331004号第3の八の4(9)（第3の四の4(10)①）</p>
	<p>② 看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。</p>	<p>条例第203条（第98条第2項準用）</p> <p>平18-0331004号第3の八の4(9)(第3の四の4(10)②)</p>

	<p>③ 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものです。</p>	<p>条例第203条（第98条第3項準用）</p> <p>平18-0331004号第3の八の4(9)（第3の四の4(10)③）</p>
20 社会生活上の便宜の提供等	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保、その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第99条第1項準用）</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者は、郵便、証明書等の交付申請書等、利用者が必要とする手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、その都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととしたものです。特に金銭のかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとしたものです。</p>	<p>条例第203条（第99条第2項準用）</p> <p>平18-0331004号第3の八の4(9)（第3の四の4(11)②）</p>
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の家族に対し、当該小規模多機能型居宅介護事業所の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととしたものです。</p>	<p>条例第203条（第99条準用）</p> <p>平18-0331004号第3の八の4(9)（第3の四の4(11)③）</p>
21 利用者に関する市への通知	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第29条第1号準用）</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第29条第2号準用）</p>
22 緊急時等の対応	<p>① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第201条第1項</p>

	<p>② ①の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 協力医療機関については、次の点に留意してください。</p> <p>ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>条例第201条第2項</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(4)</p>
23 管理者の責務	<p>① 管理者は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第60条の11第1項準用）</p>
	<p>② 管理者は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第60条の11第2項準用）</p>
24 運営規程	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 運営規程には、次に掲げる事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</p> <p>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>カ 通常の実施地域</p> <p>キ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>サ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 営業日は365日と、営業時間は、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。</p>	<p>条例第203条 （第101条準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) （第3の四の4(13)）</p>

	<p>※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものにしてください。</p> <p>なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。</p> <p>※ 「虐待防止のための措置に関する事項」は、令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	
25 勤務体制の確保等	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例第203条（第60条の13第1項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) （第3の二の二の4(6)①）</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	<p>条例第203条（第60条の13第2項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9)(第3の二の二の4(6)②)</p>
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>条例第203条（第60条の13第3項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) （第3の二の二の4(6)③）</p>
	<p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第60条の13第4項準用）</p>

	<p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の二の二の4 (6)④、第3の一の4 (22)⑥)</p>
<p>26 定員の遵守</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 「特に必要と認められる場合」としては、登録者の介護者が急病等のため事業所においてサービスを提供する必要が生じた場合や登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供する場合などが考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものです。</p>	<p>条例第203条 (第102条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の四の4(14))</p>
<p>27 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第33条の2第1項準用）</p>

	<p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(5) (第3の二の二の3 (7)②)</p>
	<p>② 事業者は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例第203条（第33 条の2第2項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(5) (第3の二の二の3 (7)③④)</p>
<p>28 非常災害対策</p>	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第103 条第1項準用）</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第103 条第2項準用）</p>
<p>29 衛生管理等</p>	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ このほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を</p>	<p>条例第203条（第60 条の16第1項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(6) (第3の二の二の3 (9)①)</p>

防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じていますか。

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

いる ・ いない

※ 令和6年3月31日までは努力義務です。

※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。

① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。

② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。

③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。

④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。

・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等

条例第203条（第60条の16第2項準用）

平18-0331004号
 第3の八の4(6)
 （第3の二の二の3(9)②イ）

平18-0331004号
 第3の八の4(6)
 （第3の二の二の3(9)②ロ）

	<p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	平18-0331004号 第3の八の4(6) (第3の二の二の3 (9)②ハ)
30 協力医療機関等	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第104条第1項準用）
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、看護小規模多機能型居宅介護事業所から近距離にあることが望ましいです。</p>	条例第203条（第104条第2項準用） 平18-0331004号 第3の八の4(9)（第3の四の4(18)①）
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援体制を整えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。</p>	条例第203条（第104条第3項準用） 平18-0331004号 第3の八の4(9)（第3の四の4(18)②）
31 掲示	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第35条準用）
32 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	条例第203条（第36条第1項準用）
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条（第36条第2項準用）

	<p>※ 従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。</p>	平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の一の4(26))
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条 (第36条第3項準用)
33 広告	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	条例第203条 (第37条準用)
34 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	条例第203条 (第38条準用)
35 苦情処理	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条 (第39条第1項準用)
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	条例第203条 (第39条第2項準用)
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18-0331004号 第3の八の4(9)(第3の一の4(28)②)
	<p>④ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条 (第39条第4項準用)
	<p>⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	条例第203条 (第39条第5項準用)

	<p>⑥ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条 (第39条第6項準用)</p>
36 調査への協力等	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するため市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条 (第105条準用)</p>
	<p>② 市町村の求めに応じ、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者の負担する料金等の情報について提出するとともに、自ら一般に公表するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の四の4(19))</p>
37 地域との連携等	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第60条の17第1項準用）</p>
	<p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の二の二の4(9)①)</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、おおむね2月に1回以上、①の運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 運営推進会議は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>この運営推進会議は、指定申請時には既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。</p> <p>また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられます。</p>	<p>条例第203条（第60条の17第1項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の二の二の4(9)①)</p>

	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、②の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、条例第202条の規定に基づき、5年間保存しなければなりません</p>	<p>条例第203条（第60条の17第2項準用）</p> <p>条例第202条</p>
	<p>④ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものです。</p>	<p>条例第203条（第60条の17第3項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の二の二の4(9)③)</p>
	<p>⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p>条例第203条（第60条の17第4項準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の二の二の4(9)④、第3の一の4(29)④)</p>
	<p>⑥ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条（第60条の17第5項準用）</p>
<p>38 居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等、その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう、努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提としたサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、当該事業者は、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければなりません。</p>	<p>条例第203条（第107条準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の四の4(20))</p>

39 事故発生時の対応	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条 (第41条第1項準用)</p>
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例第203条 (第41条第2項準用)</p> <p>条例第202条</p>
	<p>③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ ①～③のほか、以下の点に留意してください。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>条例第203条 (第41条第3項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) (第3の一の4(30))</p>
40 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第203条 (第41条の2準用)</p>
	<p>※ 虐待の防止のための研修については次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(7)(第3の二の4(31)③)</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(7) (第3の二の4(31)①)</p>

	<p>関すること</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。</p> <p>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平18-0331004号 第3の八の4(7)(第3の二の4(31)②)</p>
<p>41 会計の区分</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、以下の通知を参考として適切に行ってください。</p> <p>ア 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日 老高発0329第1号）</p> <p>イ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）</p> <p>ウ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計発第8号）</p>	<p>条例第203条 （第42条準用）</p> <p>平18-0331004号 第3の八の4(9) （第3の一の4(32)）</p>
<p>42 記録の整備</p>	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第202条第1項</p>

	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 居宅サービス計画 イ 看護小規模多機能型居宅介護計画 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 主治に医師による指示の文書 オ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 カ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 キ 利用者に対する市への通知に係る記録 ク 苦情の内容等の記録 ケ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 コ 運営推進介護での報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>条例第202条第2項</p>
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別 オ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 キ 運営規程 ク 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ケ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 コ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>施行規則 第131条の13第1項 第8号</p> <p>施行規則 第131条の13第3項</p>
	<p>② 当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日 イ 廃止し、又は休止しようとする理由 ウ 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置 エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法第78条の5第2項</p> <p>施行規則 第131条の13第4項</p>

<p>第6 その他 1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づき命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第1項 施行規則140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県内にすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p>	<p>法第115条の32第2項 施行規則第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第3項 施行規則第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第4項 施行規則第140条の40第3項</p>
<p>2 介護サービス情報の報告及び公表</p>	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の35第1項 施行令第37条の2 施行規則第140条の44～46</p>

